

申告会場でもマイナンバーカード申請のお手伝いをします！

12ページの申告会場でも申請のお手伝いをしますので、この機会に、ぜひマイナンバーカードをお申し込みください。

持参する物

▶ 個人番号カード交付申請書 (通知カードの下部)

※交付申請書がない人は、申告会場での受け付けはできません。

▶ 本人確認書類 (運転免許証など)

◎市民課窓口でも引き続き申請を受け付けています。申告会場での受付時間以外の申請や、交付申請書を紛失された人は、市民課窓口へお越しください。



通知カード

📞 問い合わせ 市民課 (☎内線 1115)

カード申請の流れ

- ① 受付時間 (申告会場) 午前9時～正午
- ② 写真撮影・オンライン申請 ※職員が写真撮影と申請を行います。 ※いずれも無料です。
- ③ カードの受け取り 申請からカードの受け取りまで1カ月ほどかかります。通知を送付しますので、市民課窓口へ受け取りに来てください。



市・県民税の申告相談・受付を行います

申告で用意する物

- ① 印章 (朱肉を使う物)
- ② 平成30年中の所得の資料
 - ▶ 給与収入や年金収入のある人は源泉徴収票
 - ▶ 報酬や利子・配当などの収入のある人は支払調書
 - ▶ 事業所得・不動産所得のある人は収入と必要経費の明細書 (収支内訳書は、事前に作成しておいてください)
- ③ 平成30年中の控除の資料
 - ▶ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書 (通知書)
 - ▶ 国民年金保険料の領収書
 - ▶ 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料の控除証明書
 - ▶ 医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書 (医療を受けた人ごとに金額を計算しておいてください) ※医療費通知 (医療費のお知らせ) でも申告できます。
 - ▶ 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳など
- ④ 本人名義の預金通帳など (金融機関・口座番号の分かる物)
- ⑤ 次のいずれか
 - ▶ マイナンバーカード
 - ▶ 通知カード+運転免許証などの顔写真の入った身分証明書
 - ▶ マイナンバーの入った住民票写し+運転免許証などの顔写真の入った身分証明書
 ※扶養する人がいる場合、その人のマイナンバーの分かる物
- ⑥ 税務署からの「確定申告のお知らせはがき」 ※届いている人のみ
- ⑦ その他、申告で必要と思われる物

2月15日(金)から3月15日(金)までの申告期間中は、市役所税務課窓口での申告相談・受付はできません。左記の物を用意して、直接、申告会場へお越しください。申告の日程などは下表のとおりです。

📞 問い合わせ 税務課 (☎内線 1175・1176)

市・県民税の申告相談・受付日程表

時間 午前9時～午後4時 (受付開始は午前8時30分)

期日	対象区域・対象者	申告会場	
2月	15日(金) 1区・2区	市役所 (議会議棟1階)	
	18日(月) 3区・4区・七日市東区		
	19日(火) 7区・中央区・10区～12区・城町区・仲町区・17区・18区		
	20日(水) 19区・20区・曾木区・田篠区		
	21日(木) 君川区・星田区・25区・26区		
22日(金) 宇田区・田島区			
25日(月) 黒岩地区			
2月	26日(火) 大島区・上高瀬区・横瀬区・桐瀬区・桐瀬東区		高瀬公民館
	27日(水) 一ノ宮区・一ノ宮下区		
	28日(木) 神成区・上小林区・宮崎区・神農原区		
	3月		
4日(月) 額部地区			
3月	5日(火) 桑原区・小桑原区・相野田区・白岩区・後賀区・蕨区		小野公民館
	6日(水) 上高尾区・下高尾区・藤木区		
	7日(木) 白雲区		
	8日(金) 金洞区・金鶏区		
	11日(月) 丹生地区		
3月	12日(火) 本村区・新光寺区	妙義中央公民館	
	13日(水) 伏見区・高木区		
	14日(木) 南蛇井上区・南蛇井中区・南蛇井下区・中沢区・蚊沼区		
3月	15日(金) 上記の日程で申告できなかった人		

📞 問い合わせ

- 確定申告などに関すること 富岡税務署 (☎ 63-2235 ※自動音声案内)
- e-Tax・作成コーナーの操作に関すること 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 (☎ 0570-01-5901、祝日を除く月～金曜日)

領収書は5年間保存する必要があります。平成31年の確定申告までは、従来どおり領収書の添付による提示もできます。

● 配偶者特別控除 配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることになりました。 ※申告者本人の合計所得金額が1千万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。

税金 確定申告書の作成 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると自宅などで確定申告書が作成できます。e-Taxで送信するか印刷して書類をご提出ください。

医療費控除の明細書提出が義務化 平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署から記載内容の確認を求められることがあるため、

税金 確定申告に関するお知らせ 平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

● 配偶者控除 申告者本人の合計所得金額が1千万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないことになりました。

改正前 一律38万円

改正後 申告者本人の合計所得金額に応じ、次のようになります。

① 900万円以下の場合 38万円 (48万円) ② 900万円超950万円以下の場合 26万円 (32万円) ③ 950万円超1千万円以下の場合 13万円 (16万円)

※カッコ内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、平成30年12月31日現在の年齢が70歳以上の人)の場合